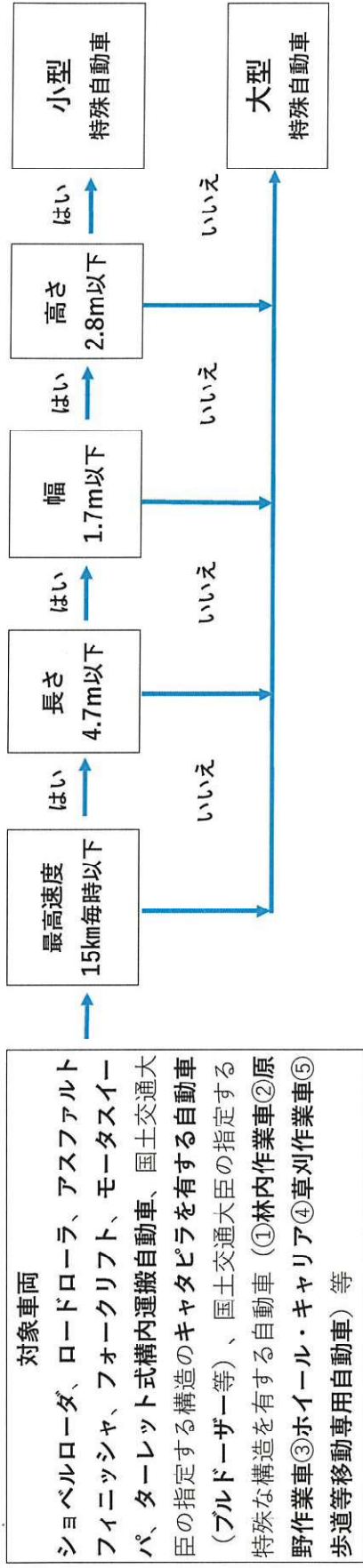


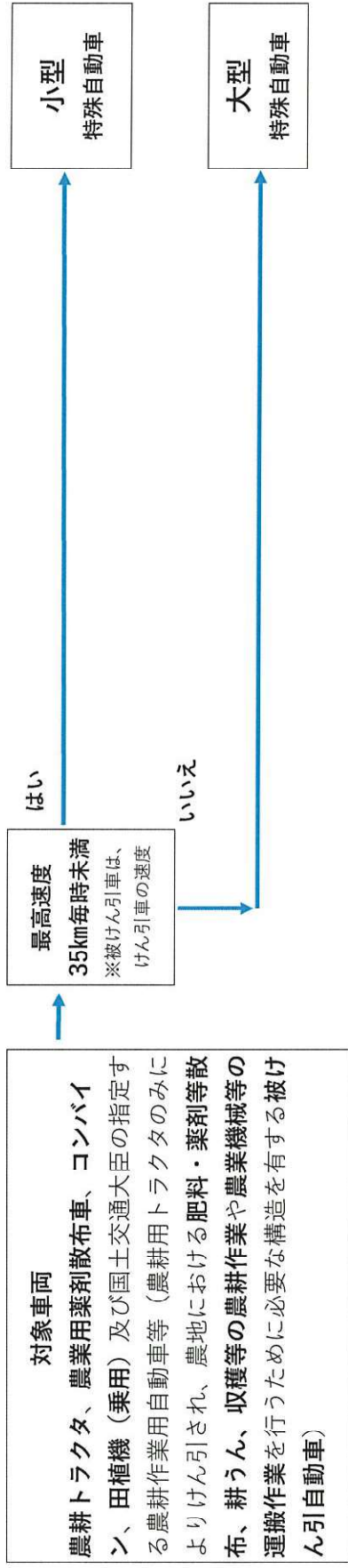
# 車両確認用フローチャート



小型特殊  
(その他)

合志市  
特・・・・

緑ナンバー



小型特殊  
(農耕用等)

合志市  
あ・・・・

緑ナンバー

## 小型特殊自動車

軽自動車税の課税対象になります。  
 定置場所の市町村で登録・変更・廃車の手続きが必要です。  
 登録の際に、ナンバープレートを交付します。

## 大型特殊自動車

事業用で所有している場合、固定資産税 (償却資産) の課税対象となります。  
 運転するには、**大型特殊免許**または**大型特殊免許 (農耕用)** が必要です。  
 ナンバープレートを取得する場合、運輸支局でのお手続きが必要です。